

00550

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆ 規則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する

◆ 告示

教育職員の免許状の授与

基準看護、基準給食及び基準寝具設備の変更

承認
字の区域の変更

同和対策として実施する環境改善事業補助金

交付要綱の廃止
定期種畜検査の実施

種畜證明書の有効期間の延長

地方職員共済組合定款の一部変更

昭和三十九年における地方職員共済組合の事業計画及び予算の要旨

◆ 雜報

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和三十九年一月鳥取県規則第五号）の一部を改正する。

第五条第二項中「七十円」を「百円」に、「四十円」

を「七十円」に改める。
第六条中「公共職業訓練」を「訓練」に改める。

規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和三十九年一月鳥取県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「公共職業訓練」を「訓練」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

規則

告示

3 昭和39年5月6日 水曜日 鳥取県公報 第3527号

00552

3種郵便物
可)

昭和三十九年五月六日

鳥取県告示第二百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十九条第一項の規定により、昭和三十九年五月一日から、東伯郡羽合町及び東郷町の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同令同第第二項の規定により告示する。

昭和39年5月6日 水曜日 鳥取県公報 第3527号 認可 2

00551

(第3種郵便物)
認可

鳥取県告示第二百八十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号） 第一

五条及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、教育職員免許法第八条第一項の規定により告示する。

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地
高等学校助教 免許状 昭三九高助第六号 藤井 駿子 鳥取県

施	名	
院市立	鳥取市	称
設	所在地	
古	鳥取市	地
基	承認番号	
準	對	
看護	看	
象	象	
三七病床	三七病床	病棟
○七病床	一般四病棟	病棟
核	核	病棟
(食)	第三号	承認番号
基	第三号	基

津上浅

鳥取県告示第二百八十四号

同和対策として実施する環境改善事業補助金交付要綱（昭和三十五年七月鳥取県告示第三百五十八号）は、廃止する。

4

羽合町

大字	字名	大字	字	地番
宮ノ本				
字二ノ宮ノ本三〇番の一のうち、三一番の三 のうち、四二番のうち、四五番のうち、四六 番のうち				

銅 木	江 尻	六 反田	字 菖蒲田	右に伴う道路水路等の国有地の全部
うち、四八九番のうち、字六反田四五八番合併のうち	字六反田四六〇番のうち、四六一番、四六二番、四五八番合併のうち、字銅木四八一番のうち、字三反田四七三番の二のうち、字四八八番のうち第一のうちから四五九番のうち	字六反田四五九番のうちから四四八番まで、四五九番の二のうち、四八〇番のうち	字菖蒲田四四一番から四四七番まで、四五九番のうちから四五〇番のうちまで	字六反田四五三番のうち四五八番合併のうち四五九番のうちから四五四番のうちまで
字銅木四八四番のうち	字銅木四八一一番のうち	字菖蒲田四四一一番のうち	字菖蒲田四四一一番のうち	字六反田四五三番のうち
併のうち	字六反田四六〇番のうち	字六反田四五九番のうち	字菖蒲田四四一一番のうち	字六反田四五三番のうち

7 昭和39年5月6日 水曜日 鳥取県公報 第3527号 (第3種郵便物認可)

午後二時から	"	午後二時から	東伯郡東伯町 東伯"
十三日前九時から	"	十六日前九時から	赤崎町 赤崎"
午前二時から	"	午前十一時から	鳥取種畜牧場
午後一時から	"	午後一時から	鳥取種畜牧場
十五日前九時から	"	十八日前九時から	西伯郡名和町 名和家畜市場
午前二時から	"	午前十一時から	大山町 所子家畜保健衛生所
十六日前九時から	"	午後一時から	淀江町 淀江家畜市場
午後二時から	"	午後二時から	米子市両三柳 鳥取県中小家畜試験場
十七日前九時から	"	午後二時から	境港市竹内町 余子家畜検査場
十八日前九時から	"	二十日前九時から	西伯郡岸本町 岸本"
午後二時から	"	午後二時から	米子市勝田町 法勝寺家畜市場
十九日前九時から	"	午後一時から	西伯郡岸本町 岸本"
午後三時から	"	午後三時から	日野郡溝口町 溝口"
十九日前九時から	"	午後一時から	日野町 根雨"
午後一時から	"	午後一時から	日南町 生山"

昭和39年5月6日 水曜日 鳥取県公報 第3527号 (第3種郵便物認可) 6

鳥取県告示第二百八十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定による昭和三十九年度定期種畜検査が次のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年五月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛

夏

昭和三十九年度定期種畜検査日程

第 一 検 査 次 第 二 時 時 次 実 施 場 所 家 畜 の 種 類	五月 八日前九時から	五月 十一日前九時から	岩美郡岩美町 浦富家畜検査場 乳牛、和牛、馬、豚
午後一時から	"	午後一時から	鳥取市吉方 鳥取家畜市場
九日前九時から	"	十二日前九時から	八頭郡船岡町 船岡 "
十日"	"	十三日"	氣高郡氣高町 浜村 "
午後二時から	"	午後二時から	東伯郡東郷町 松崎 "
十一日前十時から	"	十四日前十時から	関金町 関金 "
午後一時から	"	午後一時から	倉吉市八屋 倉吉 "
十二日前九時から	"	十五日前九時から	"

鳥取県告示第二百八十六号

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

地方職員共済組合定款の一部変更について
地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）
第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合の定款
の一部を変更する定款を公表する。

この定款は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、この定款による変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和三十八年十一月五日から適用する。

昭和39年5月6日

昭和39年5月6

昭和39年度事業計画及び予算の要旨

1 組合に属する地方公共団体の数等						
都道府県	46					
支部の数	47					
所属所の数	8,173					
2 組合員数、給料(俸給)額及び被扶養者数(年度末)						
組合員の種別	一般	知事	短期	船員 一般	船員 綱続	計
組合員数	309,212	45	3	1,114	1	310,375人
給料(俸給)額	9,189,166	4,940	322	28,984	30	9,223,442千円
同上1人当たり額						29,717円
被扶養者数	55,265	109	7	2,384	5	57,770人
同上1人当たり数						1,864人

3 組合役職員の数

經理單位	業務	保健	醫療	宿泊	賒金	貸付	物資	計
人員	143	7	135	945	26	57	298	1,576

昭和39年5月6日 水曜日 烏取県公報 第3527号

9 昭和39年5月6日

組合員 種別	負担金率			掛金率			備考
	短期	長期	保健	短期	長期	保健	
一般	31.3	55.0	1.7	31.3	44.0	1.7	長期経理負担金につきは、追加費用分として8%を別途に受け入れる。
事	31.3	69.0	1.7	31.3	55.0	1.7	
定期	31.3	—	1.7	31.3	—	1.7	
雇員	51.3	55.0	1.7	21.3	44.0	1.7	
登録雇員	31.3	55.0	1.7	31.3	44.0	1.7	

(千分率)

5 各經理単位別の概況

(1) 短期経理

医療給付の増嵩等に伴い単年度不足金 321 百万円

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款
地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。
第二十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号と
し、第二号の次に次の一号を加える。

00559

(第3種郵便物)
第3527号

昭和39年5月6日 水曜日 鳥取県公報 第3527号

00560

(第3種郵便物)
第3527号

昭和39年5月6日 水曜日 鳥取県公報 第3527号

(3) 業務経理

事務費負担金として、国家公務員である組合員については1人当たり年額1,000円地方公務員である組合員については、1人当たり年額3,000円を見込み、また、本部の業務に要する費用として定額の規定による組合員1人当たり150円を見込んだ。

(4) 保健経理

保健事業として都道府県支部対抗球技大会の実施、海の家、山の家等の設置、レクリエーション行事、成人病対策、薬剤の配布等を実施する。

(5) 医療経理

医療施設として病院1、診療所18及び結核病棟8を設置経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊所及び保養所として設置、経営するものは年度末には67施設（うち3施設は本年度開設）となる。なお、既設分のうち12の施設については大規模な増築又は移転新築を計画している。

(7) 住宅経理

埼玉、愛知及び岡山の3支部が新設する。3支部を通じて5,500坪の土地を取得、造成し、74戸として1口当たり63坪、856千円で組合員に分譲する。

(8) 貸金経理

秋田ほか15の支部が設置する。（うち千葉及び奈良本年度新設）年度末貸金総額は3,006百万円、件数1,224件となる見込みである。

(9) 貸付経理

山形を除く46支部が設置する。（うち東京本年度新設）貸付金の限度を1,000万円に引き上げ、弁済期間を20年10ヶ月に延長し貸付利率を月利5厘に引き下げる。年度末貸付総額は9,476百万円となる見込みである。

(10) 物資経理

宮城ほか13支部が設置する。食堂、理容、洗濯の各施設、物品販売、物資購入斡旋等を実施しており、

本年度における売上等の総額は1,858百万円となる見込みである。

（別表）

（単位百万円）

区分	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	賃金	貸付	物資
(収入)										
貞組金、損金	6,774	11,651	89	368						
施設、商品販賣の収入				3	248	1,073				216
他の経理より 繰入			46		5	168				
その他の収入	200	2,214	14	15	4	32	2	199	436	8
計	6,974	13,865	149	386	255	1,273	2	199	436	224
(支出)										
給付金	7,295	1,965								
役職員給与			73	6	71	318		11	19	100
薬品医療材料							118	446		50
飲食材料										
支払利息						4	128	1	178	395
他の経理へ繰入			46		172					
その他の支出				79	206	57	322	1	9	11

00561

昭和39年5月6日 水曜日 鳥取県公報 第3527号 12

計	7,295	2,011	152	384	250	1,214	2	198	423	224
差引当期損益	△ 321	11,854	△ 3	2	5	59	0	1	13	0

昭和4年4月15日第三種郵便記入印

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 取 所 鳥取県鳥取市栗谷町印所
 (定額 一部 日本二千円(配達料共))